

気象警報・避難勧告等発表または発令時における授業及び定期試験等の取扱い

本学では、台風等により災害の恐れがある場合に、学生の事故の発生を防止するため、授業及び定期試験等（以下「授業等」という。）の取扱いを次のとおり定めています。

1) 気象警報発表時の授業等について

休講の措置等は、キャンパス毎に行うこととし、朝倉キャンパスにあつては高知市、岡豊キャンパスにあつては高知市または南国市、物部キャンパスにあつては南国市または香南市の気象警報に基づく。

(1) 暴風警報が発表された場合の取扱い

高知地方気象台から「暴風警報」が発表された場合、当日の授業等の取扱いについては、次のとおり休講とする。

- ① 午前7時の時点で発表されている場合は、午前中の授業等は休講とする。
- ② 午前7時から午前11時までに発表された場合は、それ以後の午前中の授業等を休講とする。
- ③ 午前11時までに解除された場合は、午後の授業等を行うものとし、午前11時までに解除されない場合は、午後の授業等は休講とする。
- ④ 午前11時以降に発表された場合は、それ以後の午後の授業等を休講とする。

(2) 特別警報が発表された場合の取扱い

高知地方気象台から「大雨」、「暴風」、「大雪」、「暴風雪」の特別警報の発表があつた場合の当日の授業等の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 午前7時の時点で発表されている場合は、全ての授業等を休講とする。
- ② 始業時刻後に発表された場合、当該キャンパスの全ての授業等を直ちに中止する。
- ③ 解除された場合であっても、当該日の授業等は実施しない。

(3) その他の警報が発表された場合等の取扱い

その他の警報が発表された場合には、授業等は原則として休講としないが、気象等の状況によっては、全学教育機構長及び関係学部長等が協議の上、休講とすることがある。

2) 避難勧告等※発令または発表時の授業等について

各キャンパスの所在地に市町村等から発令または発表された場合の当日の授業等の取扱いは、次の事項のとおりとする。

(1) 避難指示が発令された場合の取扱い

市町村から避難指示が発令された場合、次のとおり休講とする。

- ① 午前7時の時点で発令されている場合は、全ての授業等を休講とする。
- ② 始業時刻後に発令された場合、当該キャンパスの全ての授業等を直ちに中止する。
- ③ 解除された場合であっても、当該日の授業等は実施しない。

(2) 避難準備情報、避難勧告等が発令または発表された場合の取扱い

市町村等から避難指示以外の避難情報が発令または発表された場合には、全学教育機構長及び関係学部長等が協議の上、措置を決定する。

※避難勧告等について

避難準備情報，避難勧告，避難指示

気象庁の警報・注意報や特別警報とは別に，災害が発生し，または発生するおそれがある場合に，気象庁や国土交通省の観測データ，被害状況などに基づき市町村が発令する。

土砂災害警戒情報

大雨警報が発表されている状況で土砂災害の危険度が高まった場合に，都道府県と気象庁が共同で発表する。

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月改定内閣府(防災担当)）

より抜粋

「市町村長は，災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し，避難勧告等が発令する・・・市町村長の責務は，住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり，住民はこれらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。」

3) 居住地域等に気象警報・避難勧告等が発表または発令された場合等の取扱い

学生は，居住地域や通学路等に気象警報や避難勧告等が発表または発令される等の状況により，身の危険を感じる場合には，身の安全を最優先するものとする。これにより授業を欠席した場合や，公共交通機関の遅延・運休等により通学が不可能な場合等は，本人の申請により「特別の理由による授業欠席者の取扱いについて」の事項として取り扱う。なお，定期試験等が受験できない場合（30分以上の遅刻を含む。）は，本人の申請により「高知大学における定期試験の追試験取扱について」の事項として取り扱う。

4) 休講措置等の確認及び周知方法等

休講の確認及び周知方法等は，次のとおりとする。

- (1) 各学部等においては，この申合せによる取扱いを事前に学生及び教職員へ十分周知しておくものとする。
- (2) 気象警報・避難勧告等の確認は，高知地方気象台の天気予報及びマスメディア等により，学生及び教職員各自が行うものとする。
- (3) 大学は，「高知大学教務情報システム（KULAS）」及び「高知大学ホームページ」を通じて周知する。
- (4) 休講決定後，直ちに帰宅することが危険な場合には，全学教育機構長の決定の下，学内に待機させるなどの必要な措置を行うものとする。

5) 補講の実施等

- (1) 1) 及び2) の措置により休講となった授業等は，補講等の適切な措置をとるものとする。その実施方法については担当教員が決定し，学生に周知する。
- (2) 定期試験日が休講となった場合は，原則として定期試験期間最終日の翌日（土・日曜日を含む。）を試験代替日とする。

6) その他

- (1) この申合せに定めるもののほか、不測の事態が生じた場合には、国際連携推進センター国際連携教育部門長及び関係学部長等が協議の上、措置を決定する。